

壱岐市スポーツ・文化活動支援事業補助金について

スポーツや文化・芸術活動に頑張る子どもたちを応援するため、島外での大会等に出場・参加する経費を負担する子育て世帯の負担軽減を図り、支援を行います。

※注意点

- ・この補助金は、**令和8年度限り**となります。
- ・申請の受付期間は、**令和8年7月～12月末**までです。
- ・既に行った島外遠征等も対象となります。（**令和8年4月分から対象**）
ただし、**他の補助金等（小・中学生スポーツ大会等出場補助金など）の支援**がある場合は対象外になります。
- ・**1人あたり1回**の申請のみ対象です。※他団体で申請している場合は、対象外になります。
小学生 3,000円/人、中学生 5,000円/人
- ・申請された島外遠征等に係る関係書類については、5年間保存をしてください。

【申請の流れ】

- ① 下記の申請書類を揃えて、郷ノ浦庁舎3階 文化スポーツ振興課へ提出してください。

（申請書類）

- ・壱岐市スポーツ・文化活動支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ・島外遠征事業の内訳書（様式第1号の2）
- ・島外遠征時の写真（対象者が人数がわかる集合写真など）
- ・壱岐市スポーツ・文化活動支援事業補助金交付請求書（様式第2号）
※申請者と口座名義が異なる場合は、委任状が必要です。
- ・振込口座の写し（口座番号、口座名義がわかるページ）

- ② 申請内容を審査し、補助額を決定いたします。その後、請求書に記載されている口座へ支払いの処理を行い、決定通知書及び支払予定日・振込予定の口座を記した書類を申請者へ送付します。

- ③ 申請者へ補助金支払い完了で終了となります。

【申請の際の注意点】

- ・申請される写真に関しては、補助の審査に影響する可能性がありますので撮り忘れ等がないようお願いいたします。
- ・委任状に関しては、申請者と受取口座の名義が異なる場合は、必ずご提出いただきますようお願いいたします。
- ・申請書に関しては、押印不要ですが、**請求書・委任状には押印が必要**です。